

**荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置として指定する件**

(昭和39年4月9日科学技術庁告示第4号)

最終改正 平成元年4月17日 科学技術庁告示第3号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令(昭和35年政令第259号)第2条第8号の規定に基づき、荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置として次のものを指定する。

変圧器型加速装置、マイクロトロン及びプラズマ発生装置(重水素とトリチウムとの核反応における臨界プラズマ条件を達成する能力をもつ装置であって、専ら重水素と重水素との核反応を行うものに限る。)